

件 名	堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について
提 案 理 由	指定管理者候補者の選定に係る審査をより効果的に行うため、委員会の議事の決定方法等について見直しを行うこととし、所要の改正を行うため、本件を上程するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 委員会の議事の決定方法について、現行、議長を除く委員の過半数で決することとしているところ、今後は、議長を含む委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとするもの。 (2) 委員長が委員を指名して会議を招集する場合における委員の人数について、現行、4人以上としているところ、今後は、3人以上とするもの。 (3) 規定の整備を行うもの。 2 施行期日 公布の日から施行するものであること。
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

議案第33号

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部について、次のとおり改正する。

令和5年9月27日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則（平成25年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「4人」を「3人」に、「委員長」を「委員長」に改め、同条第4項中「(議長を除く。)」を削り、「で決する」を「をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則（平成25年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（会議）</p> <p>第3条 1・2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定ごとに委員を<u>4人以上</u>指名して招集することができる。この場合において、前項中「委員」とあるのは「<u>委員長及び指名した委員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 委員会の議事は、出席委員<u>（議長を除く。）の過半数で決する</u>。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（会議）</p> <p>第3条 1・2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定ごとに委員を<u>3人以上</u>指名して招集することができる。この場合において、前項中「委員」とあるのは、「<u>委員長及び指名した委員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 委員会の議事は、出席委員の過半数を<u>もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる</u>。</p> <p>5 （略）</p>